

会 議 録

1 会議名

令和 8 年度 第 2 回上越市介護保険運営協議会

2 議題（公開・非公開の別）

- (1) 第 9 期介護保険事業計画・第 10 期高齢者福祉計画の検証について（公開）
- (2) 第 10 期介護保険事業計画・第 11 期高齢者福祉計画について（公開）

3 開催日時

令和 8 年 7 月 2 9 日（水）午後 4 時から

4 開催場所

上越市役所木田第一庁舎 401 会議室

5 傍聴人の数

0 人

6 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・ 委 員：熊木委員、古川委員、竹山委員、桑原委員、小林委員、水谷委員、
金子委員、南委員、瀬下委員、江部委員、倉茂委員、原委員、吉村委員、
渡邊委員、白石委員
- ・ 事務局：丸田健康福祉部長、伊藤高齢者支援課長、佐藤参事、内山副課長、
新保副課長、今野保健師長、小出係長、岩片係長、宮川係長、木村係長、
濁川主任、諸橋主任
- ・ 関係課 福祉課：高宮すこやかなくらし支援室長
生活援護課：近藤副課長
健康づくり推進課：柳澤統括保健師長

7 発言の内容

- (1) 第9期介護保険事業計画・第10期高齢者福祉計画の検証について
 - ① 第 9 期介護保険事業計画・第 10 期高齢者福祉計画の評価・検証
内山副課長：資料 1-1 に基づき説明
 - ② 第 9 期介護保険事業計画の計画値と実績値の比較
岩片係長、小出係長：資料 1-2 に基づき説明
 - ③ 第 9 期介護保険事業計画に基づく整備状況
内山副課長：資料 1-3 に基づき説明

【瀬下委員】

認知症の方との共生については、以前より地域の理解は進んでいるように思われますが、そのことが在宅生活の継続に十分結びついているか疑問に感じています。

例えば、施設サービスの利用は増加しており、グループホームや特別養護老人ホームの利用率が高くなっています。小規模多機能型居宅介護事業所も増え、その利用が進んでいると思われていますが、実際には併設のサービス付き高齢者向け住宅に住みながら利用している方も多いと考えています。把握している実態について教えてください。

【伊藤課長】

グループホームは高い稼働状況にあり、入居に当たっては本人の希望よりも、家族等が在宅生活の不安から入居を希望される場合が多い状況です。

要介護認定者に占める認知症の方の割合については、大きな増加傾向は見られず、おおむね横ばいで推移しています。ただし、認知症である方のすべてが要介護認定を受けているわけではないため、全体の実数を把握することはできておりません。

認知症に関する市民の理解については、当市では認知症に関する各種事業を展開しておりますが、市民に十分周知されているとは言えない状況です。他市町村の先行事例等を参考にしながら、周知の強化に努めてまいります。

【瀬下委員】

市民への周知が進むにつれて、認知症の方を支援する専門職との関わりの必要性も理解され、「専門職につなげよう」、「そのような施設があれば利用しよう」といった考えも増えていくと思います。一人暮らしや高齢者のみの世帯が増えている状況の中では、遠方に住む家族が心配し、「そうした施設を利用したほうがよい」と考える場合もあると思います。このような状況が進むと、地域で支え合いながら共生する仕組みづくりや、地域包括ケアシステムを推進していく上では、難しさが生じている面もあるのではないかと推測し、お話を伺いました。

【伊藤課長】

当市の高齢者人口は、令和4年をピークに減少傾向にあります。一方で、75歳以上の後期高齢者人口のピークは現在の推計では令和11年から12年頃と見込んでおり、要介護認定者数のピークはさらに先の令和21年から22年頃になると推定しています。

また、高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者世帯については、施設入所者を除くと約16%を占めており、半数以上が一人暮らし、または同居家族が少ない世帯となっています。この傾向は年々進行しています。

一方で、ケアマネジャー数は、令和5年時点では約200人でしたが、現在は約180人となっています。資格保有者は一定数いるものの、実際にケアマネジャーとして従事していない方が多いことが減少の要因となっています。

支援を必要とする高齢者の増加と、支える側である専門職の減少が同時に進行している状況の中、専門職との連携強化や地域を基盤とした支援体制の充実、限られた専門職の力を効果的に活用しながら、高齢者の生活を支えていくことが重要であると考えております。当市では、今後ともご意見を踏まえ、限られた人的資源を効果的に活用できる仕組みづくりについて検討を深めていきます。

【倉茂委員】

資料1-1の11ページの「介護人材の確保・定着」について、取組の方向性に「未来の担い手となる小中高生に対し、福祉現場を体験する場を設ける」とあります。中学生は、以前から職場体験の機会があったと認識していますが、小学生についてはどのような取組をしているのでしょうか。

【伊藤課長】

小学生を対象とした福祉現場体験の取組については、現在のところ実施に至っておりません。本期計画策定時には、「中学生では遅いため、小学生の段階から取り組んでほしい」との要望がありました。

【倉茂委員】

小学生を対象とした認知症サポーター養成講座の受講者数が掲載されていますが、小学校へ直接出向いて実施したものなのでしょうか。

【伊藤課長】

小学校へ担当者が直接出向き、説明を行っています。説明の際には、介護保険制度の概要についても説明しています。

【倉茂委員】

小学校をはじめ、学校側にもさまざまな考え方や事情があるのかもしれませんが、市内の全ての小学校に取組の働きかけを行うことは難しいのでしょうか。

【伊藤課長】

委員のご意見を踏まえ、今後は学校教育課とさらに意思疎通を図りながら、こうした取組への協力について働きかけていきたいと考えております。

【倉茂委員】

「現状と課題」において、若い世代の人材確保に向けた取組として介護職の魅力向上の推進が挙げられていますが、具体的な推進策について教えてください。

【伊藤課長】

介護職の魅力向上については、当市だけで対応できる課題ではないと考えております。全国市長会を通じて国に対し、介護職員の賃金改善や働きやすい職場環境の整備について毎年重点的に強く要望しているところです。しかしながら、現時点では十分な対応や改善には至っていない状況です。

皆様からも、介護職の魅力向上や若い世代の人材確保に向けて、具体的にどのような方策が考えられるか、ご意見をいただければと思います。

【古川委員】

コロナ禍以前には、市内の放課後児童クラブを対象とした認知症サポーター養成講座を実施していました。そのような取組を再開してもよいのではないかと思います。

今回の計画評価では「認知症との共生」の項目がC評価となっていました。認知症サポーター養成講座は、令和6年の認知症基本法施行を受け、新しい認知症観に基づいた内容へ見直しが行われています。しかし、令和5年度以前に受講された方については、以前の認知症観に基づく理解のままとなっている場合もあります。

地域の中には、「認知症になると普通の生活が送れなくなる」、「認知症は恥ずかしいものだ」といった誤解や偏見が残っています。地域住民の皆さんに認知症を正しく理解していただくことが必要であるため、市や企業等で認知症サポーター養成講座を広く実施していただきたいと考えています。より多くの参加者が講座を受講できるよう、検

討を進めていただきたいと思います。

また、認知症の人と家族の会では、認知症のご本人やご家族を対象に、月1回のつどいや、年に3、4回、介護の質を高める学習会を開催しています。取組の中で強く感じるのは、多岐にわたり重要な役割を担っている地域包括支援センターが、市民の皆さんに十分認知されていないということです。

また、健康寿命は延びているものの、年齢を重ねると多くの方が何らかの支援や介護を必要とする可能性があります。その際に、相談窓口となる地域包括支援センターを知っておいていただけるよう、市として周知に力を入れていただきたいと思います。

【伊藤課長】

小学生への認知症の周知・啓発については、ご意見を今後の施策を検討する際の参考にさせていただきたいと考えております。

また、認知症の知識のアップデートや認知症サポーター養成講座の参加者増加の取組についても進めております。今回はC評価となっておりますが、講座の参加者数を令和8年度2,100人、令和12年度2,300人という高い目標を掲げ、その達成に向けて取り組んでいるところです。一方で、実績がなかなか伸びていない状況もありますので、今後は企業向け、住民向けの双方に対して取組を強化していきたいと考えております。

また、認知症に関する周知については、市の広報紙を活用して実施しているところです。今後も広報担当部署と調整し、掲載機会を確保していきたいと考えております。

【古川委員】

広報紙を通じた周知により、70代から80代で配偶者を介護されている男性や、親の介護を担っている40代、50代の方々にも「認知症の人と家族の会つどい」へ参加していただけるようになっており、参加者が増えているのは事実です。

しかし、ご本人やご家族の中には、悩みを抱えながらも相談先が分からず困っている方が多くいる現状があるため、引き続き周知が必要であると認識しております。

【伊藤課長】

地域包括支援センターの周知については、第1回介護保険運営協議会においても、ご指摘をいただきました。介護や支援が必要になった段階では地域包括支援センターの認知度が高まりますが、まだ利用の必要性を感じていない方や、将来的に利用する可能性

のある方への周知は十分ではないと感じております。

今後も周知方法について検討するとともに、他市町村の取組なども参考にしながら、より効果的な周知に努めてまいりたいと考えております。

【竹山委員】

地域支え合い事業の参加者を増やす上で最も大きな課題となっているのは、送迎の問題だと感じています。

身近な地域で開催される活動には比較的多くの方が参加してくれます。また、内容も体操だけでなく、手先を使った折り紙やお茶を飲みながらの気軽な交流など、集まりが充実すれば参加者数は大きく変わると感じています。資格を持った人材に講座を依頼するだけでは、参加者が増えるわけではありません。

計画では、「住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる」という目標があり、取組も充実した内容になっていると感じています。しかし、送迎についての記載がありませんでした。13区では送迎を活用して事業への参加を支援している事例がありますが、旧上越市域ではそのような取組は見られないように感じています。送迎があれば参加したいものの、送迎がないため参加を見送っている高齢者が多くいますので、検討していただきたいと思います。

【伊藤課長】

当市では、平成27年度から市内28地域自治区において、地域支え合い事業「通いの場」を実施しています。現在、28区のうち26区は住民組織に運営を委託し、残る2区については、高田区をさくらメディカル株式会社、春日区を上越市社会福祉協議会に業務委託しています。

送迎を実施している地域自治区では、地域政策課の補助金を活用して車両を購入し、住民組織の方々が運転手となって利用者の送迎を行っている事例があります。そのため、住民組織が送迎を実施したいという意向を持っている場合には、市としても必要な支援を行っていくことが重要であると考えています。

また、13区では全て送迎が実施されており、合併前の旧上越市区域においても、15区のうち9区で送迎が実施されています。一方で、中心市街地で人口が比較的集中している地域においては、現時点で送迎が行われていない状況があります。いただいたご意見については、今後、住民組織や関係団体にもお伝えするとともに、地域の実情に応じた

対応について検討していきたいと考えています。

また、「移動手段の確保」が高齢者の社会参加における大きな課題であることは十分認識しております。そのため、移動手段の確保だけでなく、自宅から近い場所で参加できるよう、通いの場の出前会場の増設にも取り組んでいます。実際に、通いの場の開催会場数は、令和6年度の119か所から令和7年度には142か所へと増加し、前年度と比較して23か所の増加となりました。歩いて行ける場所を増やすことも重要な取組の一つであると考えています。今後も、送迎支援と身近な場所での開催の両面から取組を進め、より多くの方に地域支え合い事業へ参加していただけるよう努めてまいります。

【江部委員】

資料1-1の5ページの基本施策「地域包括支援センターの機能強化」について、現状と課題の中に、「多職種・関係機関による連携強化が求められる」と記載されておりますが、その点については私も同感です。

ただし、各地域包括支援センターにおいて、1名の職員が障害分野と生活困窮分野の両方を担当することとなると、その負担はかなり大きくなります。地域包括支援センターの総合相談窓口では、3職種の職員が対応する体制となっておりますが、専門性の高い相談も数多く寄せられており、職員の負担は大きなものとなっております。そのため、総合相談機能そのものの強化に加え、職員のスキル向上も含め、地域包括支援センター全体の相談支援力のレベルアップにつながる施策を検討していただきたいと思います。

移動手段の確保については、生活困窮者支援の現場で、就労先や求職活動の会場へ行きたくても、車がない、自転車がない、といった場合があります。目的地へ行くこと自体が大きなハードルになっている場合があります。高齢者だけでなく、生活困窮者や障害のある方にとっても、何らかの移動支援の仕組みがあれば、そのハードルは大きく下がると感じています。

もちろん、移動支援の制度化には多くの課題があり、実現までには相当な時間を要するものだと思います。しかし、免許を返納した時点で移動手段がなくなり、すぐに支援が必要になるという点は、高齢者も障害のある方も同じです。

その意味で、今回の計画の中に移動支援に関する記載が見当たらないことに、強い違和感を覚えたので、ぜひ対応をお願いしたいと思います。

資料1-1の11ページの「介護人材の確保・定着」の項目では、外国人人材の活用を図るとの記載がありましたが、これは取組の方向性でしょうか。

実際に外国人人材を受け入れることはかなり大変であるため、その推進にあたっては、行政による十分なバックアップが必要です。各法人が外国人人材を2人、3人受け入れるだけでは人材不足の解消にはつながりません。

また、外国人人材にとっても、少人数で地域に入り生活するのは大変な場合が多く、ある程度大きな規模のコミュニティや支援体制があった方が安心して働くことができます。極端な例かもしれませんが、外国人人材を育成する学校のような拠点を整備するくらいの発想が必要ではないかと思います。市として外国人人材の確保を進めていくのであれば、ある程度大規模な支援体制の整備が必要ではないでしょうか。

【伊藤課長】

地域包括支援センターの対応力向上や機能強化については、近年は複合的な課題を抱えるケースが増えており、従来の制度だけでは対応が難しい、複雑で解決に時間を要する相談が多くなっていると認識しております。地域包括支援センターの対応力向上に向け、研修機能の強化や職員のスキルアップ、さらには成功事例や失敗事例の共有などに取り組んでいきたいと思います。

移動支援の課題については、企画部門の地域政策担当や関係部署等と連携しながら、複数の課で検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

介護人材の確保については、後ほど詳しくご説明いたしますが、介護事業所における人材不足は非常に深刻な状況が続いております。そのような中で、外国人人材を受け入れる事業所は増加しています。外国人人材の受入れに伴う負担が大きいという声は、他の介護事業者や上越介護サービス事業者協議会の皆様からもいただいております。受入れ事業所への経済的支援については、これまでも財政担当部署や企画担当部署に対して提案や要望を行ってきましたが、現時点では実現には至っていない状況です。

しかし、介護基盤を支える人材不足が続く中、現時点では決定的な解決策がないことから、外国人人材の活用は介護人材確保における重要な要素の一つであると考えております。引き続き事業者の皆様のご意見を伺いながら、支援策を検討してまいりたいと考えております。

【原委員】

資料 1-1 の 5 ページ「総合相談機能の強化」の項目について、計画どおり実施できて

いるという評価でした。しかし、市民の方から、市役所に相談に行ったところ、地域包括支援センターへ相談するように案内されたという声がありました。これでは、ワンストップ対応になっていませんので、市役所職員に対応していただきたいと思います。

地域包括支援センターの周知の必要性について意見がありましたが、介護が始まってから制度を知るのでは間に合いません。認知症の啓発や理解促進だけでなく、介護が必要になった場合にどのように備えたらよいか示すことが必要です。

また、市民の方の中には、ケアマネジャーの役割や自分にケアマネジャーがいるかもわからない方もいます。介護が必要な方が介護認定を受けていても、ご本人の拒否からサービス利用につながらない場合もあります。その結果、より家から出ない生活につながってしまうこともあります。介護の必要性が高くなっているにもかかわらず、更新申請が行われていない場合も多く見られます。相談を勧められても、行動に移せないまま数か月が経過し、重度化してからサービス利用につながることも少なくありません。そうすると、介護予防ができる段階でなくなり、重症化のリスクが高まってしまいます。

施設利用は進んでいるものの、市民の方のニーズと実績に乖離があるのではないかと思います。本当にニーズに合ったサービス利用ができているのかという点を踏まえて、計画の検討をしていただきたいと思います。

さらに、人口減少や中山間地域における介護サービスについては、市町村単位で運用が可能になるといった国の動きを聞いております。市も対応しなければならない地域であるため、地域の実情やニーズに応じたサービス提供を検討していただきたいと思います。在宅での生活を希望していても、体制が十分に整っていないため、結果として家族が施設入所を選択せざるを得ない状況が散見されています。

さらに、住民教育と合わせてサービスを支える体制を整えるという点では、外国人人材の雇用も非常に重要です。他の委員からも、外国人人材を育成する学校のような拠点を整備してはどうかとの提案がありましたが、まさにそのような仕組みを整えていく必要があると考えます。

インバウンドにより都市部を中心に大規模な開発が進み、外国人人材の雇用も増加していることを考えると、高齢者福祉の分野においても、多言語対応の視点がますます必要になると思いますし、ぜひ進めていただきたいと思います。

小学校の段階から介護の魅力を学ぶ教育については、本当に残念な結果になっています。C評価となっていますが、より厳しい評価が必要ではないかと感じています。市として計画に位置付けた取組については、トップダウンで関係部署を動かしていくくらい

の強い主張が必要だと思います。計画が形だけのものにならないよう、しっかりとやっていただきたいと思います。

やはり子どもは面白さや楽しさを感じなければ興味を持ちません。コロナ禍を経験した若い世代の中には、医療や福祉に関心を持ち、将来その分野で働きたいと考える熱意のある学生も多くいます。彼らが面白いと感じる活動を仕掛ける必要があると思います。

多世代や外国人との交流、多様性（ダイバーシティ）の理解促進という点では、若い介護職員や外国人人材が働く様子、介護について語る姿を子どもたちが見る機会を設けるなど、さまざまな取り組みが考えられます。こうした点について、しっかりと検討をいただきたいと思います。

以上、今後の計画策定・見直しにおいてご検討いただきたいという要望としてお伝えいたします。

(2) 第10期介護保険事業計画・第11期高齢者福祉計画について

- ・介護サービス等不足状況調査
- ・特別養護老人ホーム入所待機者実態調査
- ・介護人材の確保・定着に係る施策に関する調査
- ・サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホーム実態調査

内山副課長：資料2～6に基づき説明

- ・健康とくらしの調査

今野保健師長：資料7に基づき説明

【金子委員】

ケアマネジャーを対象とした介護サービス等不足状況調査の結果について、居宅サービスが不足している状況の中で、訪問リハビリテーションが不足しているとの指摘がありました。また、訪問看護や訪問介護が上位に挙がっていましたが、この点については現在の人材不足の状況を踏まえると、ある程度やむを得ない面もあるのかなと感じています。一方で、通所介護が不足しているという結果については、私自身の現場感覚とは少し異なっています。上越市内の市街地では、通所介護事業所が利用者を受け入れきれない状況というよりも、むしろ利用者の確保や事業運営に苦慮している事業所も見受けられます。そのため、この結果は東頸城や西頸城の地域を中心とした結果を反映してい

るものではないかと感じました。地域によっては、通所サービスに限らず、事業そのものの継続が難しくなっている状況もあるため、今後の計画策定に当たっては、単純に不足、充足という議論だけではなく、地域特性に応じた事業の統合やサービス提供体制の再編といった視点も必要ではないかと感じています。

外国人人材の確保については、一般的に外国人が就労先を選ぶ際には、仕事内容、賃金、そしてカルチャーが重視されると言われています。その観点から見ると、行政側の取組だけで課題を解決することには限界があるのではないかと思います。

外国人人材に選ばれる地域になるためには、行政のみならず、事業者や関係団体、地域全体が協力しながら、働きやすく定着しやすい環境を整えていくことが重要ではないかと考えています。

【原委員】

私自身、この地域で暮らす中で、地域特有の厳しさや気候条件、文化の違いなどを感じています。地域の魅力発信という点で考えると、誇れるものが数多くあるにもかかわらず、その価値を十分に発信しきれていない部分があるのではないかと感じています。

もちろん、それは謙遜の文化の表れでもあると思いますが、「この地域には魅力がない」、「若い人は都会へ出た方がいい」といったメッセージとして伝わってしまうこともあるのではないのでしょうか。そのことが、さまざまな要因の一つとして人材流出や人材不足につながっている面もあるように思います。

実際には、雪の多さを魅力とを感じる人もいますし、人とのつながりが密にある地域コミュニティを好ましく思う人もいます。それを地域の内外に向けて積極的に発信していくことが重要ではないかと考えていたところですので、今後の取組に期待したいと思います。

【伊藤課長】

地域ごとのサービス提供体制について、今後は、全市統一の考え方ではなく、地域特性を踏まえた連携やサービス提供体制の構築が必要であると考えています。国においても、今期の計画として重視しているため、いただいたご意見については今後の計画策定の中でしっかりと受け止め、検討してまいりたいと考えています。

外国人人材の確保については、行政だけで解決できる課題ではなく、事業者や関係団体との連携が不可欠であると認識しています。そのため、関係機関と協力しながら、新

たな対応策について検討を進めていきたいと考えています。

高齢者支援課では、近年さまざまな新規事業や制度の見直しに取り組んできました。例えば、社会福祉協議会と連携した有償ボランティア制度の見直しや、利用者が使いやすい福祉用具の導入促進、さらには事業所における業務改善の取組などを進めています。

また、上越介護サービス事業者協議会からは、介護人材の確保や負担軽減につながる取組についてご要望をいただいております、本年度は具体的な実施につなげられるよう検討を進めているところです。

さらに、高齢者虐待への対応についても体制整備を進めています。全国的に制度化されている虐待を受けた高齢者を特別養護老人ホームへ措置入所させる制度についても、新潟県老人福祉施設協議会の皆様からご助言やご指摘をいただく中で、制度の必要性を改めて認識し、昨年度、初めて活用する事例がありました。

このように、現場や関係団体の皆様からのご意見をいただきながら、必要な制度の活用や支援体制の充実に取り組んでいるところです。

今後も現場の皆様からのご意見をいただきながら、必要な制度の見直しや施策の充実に努めてまいりたいと考えています。

8 問合せ先

健康福祉部高齢者支援課介護企画係 TEL : 025-520-5704

E-mail : kaigo@city.joetsu.lg.jp

9 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。